

日豪経済連携協定(抄)

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

署名 名 二〇一四年七月八日(キャンベラ)
効力発生 二〇一五年五月五日(日本国一四年二月七日国会承認、二月六日公文交換、二月一七日公布、条約一九号)

前文

日本国及びオーストラリア(以下「締約国」という。)は、
両締約国間の長年の実り多い互恵的な協力を通して発展を遂げてきた多年にわたる友好関係及びきずなを意識し、
貿易及び投資の自由化及び円滑化を通じて両締約国間の経済上の連携を強化することを決意し、
経済効率の向上並びに貿易及び投資の発展をたらずである予見可能で、かつ、透明性及び一貫性のあるビジネス環境を促進するための協力の推進に向けた枠組みを設定することを決意し、
両締約国の経済の活発な部門の創造性、革新及び連携を促進することを希望し、
一層拡大された新たな市場を創設し、並びに両締約国の市場の魅力及び活力を高めることを求め、
千九百五十七年七月六日に箱根で署名され、千九百六十三年八月五日に東京で署名された議定書によって改正された通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び千九百七十六年六月十六日に東京で署名された日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約が、両締約国間の二国間における貿易関係の発展に貢献してきたことを想起し、
世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を基礎とすることを決意し、
この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信して、
次のとおり協定した。

第一章 総則(抄)

第一・一条 (自由貿易地域の設定) 両締約国は、ここに千九百九十四年のガット第二十四条及びサービス貿易一般協定第五条の規定に適合する自由貿易地域を設定する。

第一・二条 (略)

第一・三条 (透明性) 1 一方の締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定並びに自国が締結している国際協定を、利害関係者及び他方、又は公に利用可能なものとする方法をより速やかに公表し、又は公に利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、1 に規定する法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を容易に公に利用可能なものにする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1 に規定する事項に関し、合理的な期間内に、他方の締約国の個別の質問に応じ、及び他方の締約国に情報を提供する。

4 一方の締約国は、この協定の実施に重大な影響を及ぼす法令及び行政上の手続を導入し、又は変更する場合には、利害関係者及び他方の締約国がそのような導入又は変更を知ることができるため、適当な措置をとるよう努める。

第一・四条 (略)

第一・五条 (行政上の手続) 1 締約国政府の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす行政上の決定を行う場合には、自国の法令に従って、次の事項を行う。

(a) 自国の法令に基づき不備がないと認められた申請を提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知する。

(b) 申請者の要請があった場合には、申請の処理状況に関する情報を合理的な期間内に提供すること。

2 各締約国は、自国の法令、行政上の手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性のある、公平かつ、合理的な態様で実施する重要性を認識し、自国の権限のある当局がある者に対し、義務を課し、又は権利を制限する最終的な行政上の決定を行う前に、時間的にかつ措置の性格上許容されるとき及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従つ

て、当該者に対し次の通知及び機会を与えることを確保する。
(a) 当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載(を含む)。
(b) 当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会。

第一・六条 (審査及び上訴) 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法若しくは行政上の手続を維持する。これらの裁判所又は手続は、公平なものとし、及びそのような行為の行政上の実施について責任を有する当局から独立して行われなければならない。

2 各締約国は、当該裁判所又は手続において、当事者に対し次の事項を要求する権利が与えられることを確保する。
(a) 当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録される意見に基づき決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令によって定められる行政上の行為の手続に従うことを条件として、問題となつている行政上の行為について、当該行政上の行為に関する決定が権限のある関係当局によつて実施されることを確保する。

第一・七条及び第一・八条 (略)

第一・九条 (一般例外) 1 次章(貨物品の貿易)第三章(原産地規則)第四章(税関手続)第五章(衛生植物検疫に係る協力)第六章(預制規格、任意規格及び適合性評価制度)第七章(食料供給)第八章(エネルギー及び鉱物資源)及び第十三章(電子商取引)の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2 第九章(サービスの貿易)、第十章(電気通信サービス)、第十一章(章金融サービス)、第十二章(自国からの移動及び第十三章(電子商取引)の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第一・一〇条 (安全保障のための例外) この協定のいかなる規定



も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認められる次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii) 戦時その他の国際関係における緊急時とする措置

(c) 締約国が国際的平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づき義務に従って措置をとることを妨げること

第一・二条(他の協定との関係) 1 両締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2 この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

3 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に組み込まれ、又はこの協定に規定される国際協定又はその規定が改正される場合には、両締約国は、この協定を改正する必要があるか否かについて協議する。

4 この協定は、物品、サービス又は者に対してこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇を与える両締約国の国際法上の義務を免れさせるものとはならない。

5 この協定と通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

第一・二条から第一・四条まで (略)

第二章 物品の貿易(抄)

第一節 一般規則(抄)

第二・一条及び第二・二条 (略)

第二・三条(内国民待遇) 一方、締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条(関税の撤廃又は引下げ) 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書(第二・四条関税の撤廃又は引下げ)の規定に関する表の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2・4 (略)

第二・五条及び第二・六条 (略)

第二・七条(輸出補助金) 1 一方の締約国も、他方の締約国に仕向けられる産品について、いかなる輸出補助金も導入し、又は維持してはならない。

第二・八条(非関税措置) 1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の権利及び義務に基づく場合又はこの協定に別段の定めがある場合を除くほか、いかなる非関税措置(数量制限を含む)も採用し、又は維持してはならない。

2 (略)

第二・九条から第二・二条まで (略)

第二節 セーフガード措置(抄)

第二・一三条(二国間セーフガード措置の適用) 1 一方の締約国は、第二・四条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品の数量が自国は国内生産量と比較しての相対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従

うことを条件として、自国の国内産業に対する重大な損害を防止し、又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、経過期間中、二国間セーフガード措置をとることができる。

2 締約国は、二国間セーフガード措置として次のいずれかの措置をとることができる。

(a) この章に定める関税の引下げの対象となる当該原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b) 次の税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで当該原産品の関税を引き上げること。

(i) 二国間セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(ii) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

第二・一四条から第二・一九条まで (略)

第二・二〇条から第二・二三条まで (略)

第三章 原産地規則 から 第六章 強制規格、任意規格及び適合性評価手続 まで

(第二・一一条から第六・一一条まで) (略)

第七章 食料供給(抄)

第七・一条(食料供給) 両締約国は、食料の貿易における安定的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第七・二条(定義) この章の規定の適用上、「重要な食料」とは、附属書四重要な食料の表に掲げる物品をいう。

第七・三条(重要な食料の輸出の制限) 1 一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限があつて、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づいていかなるものも導入し、又は維持しないよう努める。

2 一方の締約国が、千九百九十四年のガット第十一条2(a)の規定に基づいて他方の締約国への重要な食料の輸出の禁止又は制限を採用する意向を有するときは、次のことを行う。

(a) 他方の締約国の食糧安全保障に及ぼし得る悪影響に妥当な



考慮を払った上で、当該禁止又は制限を必要範囲に限定するよう努めること。

(b) 当該禁止又は制限を採用するに先立ち、実行可能な限り事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c) 他方の締約国の要請に基づき、当該他方の締約国の食糧安全保障に及ぼす悪影響を最小限にするため、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても、協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

3
第七・四条及び第七・五条 (略)

第八章 エネルギー及び鉱物資源(抄)

第八・一条 (基本原則) 両締約国は、エネルギー及び鉱物資源の分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する。

第八・二条 (略)

第八・三条 (エネルギー及び鉱物資源の安定的な供給) 1 各締約国は、エネルギー、鉱物資源物品の安定的な供給の重要性並びに貿易、投資及び協力基盤の整備に関する協力を含む、が長期的な安全保障を達成する上で果たす役割の重要性を認識し、そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、利用し得る妥当な措置をとる。

2 エネルギー、鉱物資源物品の供給に重大かつ継続的な中断又はその懸念が生ずるときは、一方の締約国は、他方の締約国に対し、協議を要請することができる。ただし、当該協議の要請は、第十九・四条(紛争解決)協議の規定の適用を妨げない。当該協議の要請が行われる場合には、当該他方の締約国は、当該要請に迅速に応ずるものとし、当該要請が受領された日の後合理的な期間内に、その問題を議論するために協議を開始する。両締約国は、そのような重大かつ継続的な中断又はその懸念の解消に資するため、それぞれが利用し得る適切な措置を検討し、かつ、講ずるよう努める。

第八・四条(輸出の制限) 1 各締約国は、エネルギー、鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限で

あって、千九百九十四年のガット第十一・二条(a)の規定に基づく又は千九百九十四年のガット第二十条の規定に適合してとられるいかなるものも導入し、又は維持しないよう努めること。

2 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十一・二条(a)又は第二十条の規定に基づくエネルギー、鉱物資源物品の輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、次のことを行う。

(a) 他方の締約国のエネルギー及び鉱物資源の安全保障に及ぼし得る悪影響に要する考慮を払った上で、当該禁止又は制限を必要範囲に限定するよう努めること。

(b) 実行可能な限事前かつ速やかに、他方の締約国に対し、当該禁止又は制限及びその理由を当該禁止又は制限の性質及び予定される期間とともに書面により通報すること。

(c) 他方の締約国の要請に基づき、当該禁止又は制限に関するいかなる事項についても協議のための合理的な機会を他方の締約国に対して提供すること。

注釈 この条のいかなる規定も、両締約国に対し、千九百九十四年のガットの関連する規定に適合しない措置をとることを要求するものと解してはならない。

第八・五条から第八・八条まで (略)

第九章 サービスの貿易 から 第十三章 電子商取引 まで(第九・一条から第三・一条 (三条まで)略)

第十四章 投資(抄)

第一四・一条(適用範囲) 1 この章の規定は、締約国が採用し、又は維持する措置であって、次の事項に関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家
(b) 対象投資財産
(c) 第十九・九条の規定の適用の対象となる全ての投資財産であって、当該措置を採用し、又は維持する当該締約国の区域内にあるもの

2 第十四・五条の規定を除くほか、この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の

章の規定が優先する。

第一四・二条(定義) この章の規定の適用上、

(a) 「対象投資財産」とは、一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の日に存在しているもの又はその後設立され、取得され、若しは拡張されるものをいう。

(b) 「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され、又は組織される企業をいう。

(c) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が国際通貨基金協定に基づいて自由利用可能通貨として指定する通貨をいう。

(d) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、経営管理、運営、維持、使用、享有又は売却その他の処分をいう。

(e) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の国内当局と対象投資財産又は他方の締約国の投資家との間の書面による合意(当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家が、対象投資財産の設立又は取得の際に、当該一方の締約国の国内当局による当該書面による合意の履行を求めることができるもの)であって、当該対象投資財産又は他方の締約国の投資家に対し、いずれかの権利を付与するものをいう。

(i) 天然資源に関する権利国内当局が、その探査、採取、精製、運送、分配、販売等を管理するもの。

(ii) 発電又は配電、浄水又は配水、電気通信その他のサービスを含む一方の締約国に代わって公衆に対して提供する権利

(iii) 道路、橋、水路、ダム又はパイプラインの建設その他の経済基盤整備に係る事業政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。)を行う権利

注釈 1 書面による合意とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの(単一の文書によるもの)であるか、複数の文書によるものであるかを問わない。)をいう。この場合において、

(i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為(例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認のみをもって、又は政府、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。



(ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面上より合意であるとはされない。
注釈 2 この定義の適用上、国内当局とは、中央政府の当局をいう。

(f) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、投資としての性質(資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担を含む)を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。
企業及び企業の支店

(i) (i) 株式、出資その他の形態の企業持分

(ii) 債券、社債、貸付金その他の形態の貸付債権

(iii) 先物、オプションその他の派生商品

(iv) 契約に基づく権利(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に關する契約に基づくものを含む)

(v) 金銭債権又は契約に基づく給付の請求権であつて事業活動に關係し、かつ、経済的価値を有するもの

(vi) 第十六・二条知的財産(定義)に規定する知的財産

(vii) 法合又は契約により与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可)

(ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問はず、また、動産であるか不動産であるかを問わない)及び賃借権

抵当権、先取特権、質権その他關する財産権
注釈 投資財産には、投資財産から生ずる価値であつて再投資されたもの、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。影響される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に投資を及ぼすものではない。

(g) 「締約国の投資家」とは、締約国の自然人又は企業であつて、他方の締約国の区域内において、投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

第一四・三条(内国民待遇) 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に關し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に對し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第一四・四條(最惠國待遇) 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に關し、他方の締約国の投資家及び対象投資財

産に對し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
注釈 この條の規定は、国際協定に基づく紛争解決のための手続又は制度では、適用しない。

第一四・五條(待遇に關する最低基準) 一方の締約国は、対象投資財産に對し、国際慣習法に基づく待遇公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。を与える。
注釈 1 この條の規定は、締約国により対象投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に關する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。公正かつ衡平な待遇及び十分な保護及び保障の概念は、外国人の待遇に關する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。
注釈 2 この協定の他の規定又は他の国際協定に對する違反があつた旨の決定が行われることは、この條の規定に對する違反があつたことを証明するものではない。

第一四・六條(裁判所の裁判を受ける権利) 1 一方の締約国は、自国の区域内で行われる投資活動に關し、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受け、並びに行政機関に申立てをする権利に對し、他方の締約国の投資家に對し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家と与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
2 1の規定は、司法裁判所及び行政裁判所の裁判を受ける権利に關する国際協定又は司法協力協定に基づき第三国の投資家に与えられる待遇については、適用しない。

第一四・七條(取用及び補償) 1 (略)
第一四・八條(取用及び補償) 1 いずれの一方の締約国も、対象投資財産に對して直接的に、又は取用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、取用又は国有化以下この章において「取用」という)を実施しはならない。ただし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。
(a) 公共の目的のためのものであること。
(b) 差別的な方法に従つて行われぬこと。
(c) 正当な法的手続に従つて行われるものであること。
(d) 2から4までの規定に従つて迅速、適當かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

2 補償は、取用が公表された時又は取用が行われた時のいずれか早い方の時に於ける取用された投資財産の公正な市場価格に相當するものなればならない。公正な市場価格には、取用が事前に公に知られることにより生じた市場価格の変化を反映させてはならない。
3 補償については、遅滞なく支払うものとし、取用の日から支払の日までに発生した商業的に要当な金利に基づく利子を含めるものとする。当該補償については、實際に換償することができらるものとする。
4-6 (略)

第一四・二條から第一四・九條まで (略)

第十五章 競争及び消費者の保護 から 第一
第十八章 經濟關係の緊密化 まで 第一
五・一條から第一八・四條まで (略)

第十九章 紛争解決手続
第一九・一條(適用範圍) この協定に別定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の実施、解釈又は適用に關する両締約国間の紛争の解決について適用する。
第一九・二條(定義) この章の規定の適用上、紛争解決手続とは、世界貿易機関設立附屬書(紛争解決に係る規則)及び手続に關する了解をいう。
第一九・三條(紛争解決手続の選択) 1 この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定(世界貿易機関設立協定を含む)により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。
2 1の規定にかかわらず、一方の締約国が、特定の紛争に關し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に從つて紛争解決手続を開始した場合には、当該一方の締約国は、当該特定の紛争に關し、他の紛争解決手続を開始してはならない。ただし、次のいずれかのときは、この限りでない。
(a) 別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるとき。



(b) 開始された紛争解決手続において、管轄上又は手続上の理由により、係争中の事案につき認定が行われぬとき。

(c) 紛争解決機関が裁定又は報告案であるか、中間のものであるか、最終的なものであるかを問わない。を下す前に、申立国が、開始された紛争解決手続を終了し、当該特定の紛争に關し他の紛争解決手続を開始するときは、当該特定の紛争のために申立国によって開始された最初の紛争解決手続であること及び申立国が最初の紛争解決手続を終了する日と新たな紛争解決手続を開始する日との間に少なくとも三十日の期間を置くことを条件とする。

3 (略)

第一九・四条(協議) 1 いずれの一方の締約国も、次のいずれかのことを認める場合には、他方の締約国に対し協議を要請することができる。

(a) この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が次のいずれかの結果として無効にされ、又は侵害されると認められる場合

(ii) 他方の締約国がこの協定に適合しない措置をとったことと、他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠つたことと。

(b) 第二章(物品の貿易)、第三章(原産地規則)、第四章(税関手続)、第九章(サービスの貿易)又は第十六章(知的財産)の規定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が他方の締約国によるこれらの章の規定に反しない措置の結果として無効にされ、又は侵害されると認められる場合。ただし、申立国が当該措置に關する申立てを正当化するための詳細な根拠を提示することを条件とする。

2・3 (略)

第一九・五条(略)

第一九・六条(仲裁裁判所の設置及び構成) 1 第一九・四条の規定に従つて協議を要請した申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対し仲裁裁判所の設置を書面により要請することができる。

(a) 当該協議の要請が受領された日の後三十日以内(腐敗しやすすい物品に關する緊急の場合には十五日以内)に被申立国が当該

協議を開始しない場合

(b) 当該協議の要請が受領された日の後六十日以内腐敗しやすすい物品に關する緊急の場合には三十日以内)に両締約国が当該協議により紛争を解決することができない場合

2・3 (略)

4 仲裁裁判所は、三人の仲裁人(二人の裁判長を含む)により構成する。

5-12 (略)

第一九・七条から第一九・一条まで(略)

第一九・二条(裁定) 1 仲裁裁判所は、この協定の関連規定、解釈に關する国際法上の適用可能な規則、両締約国の意見書及び主張並びに第一九・十条の規定に従い仲裁裁判所が入手した情報に基づいて裁定を下す。

2-7 (略)

8 仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第一九・一三条から第一九・一八条まで(略)

第二十章 最終規定(第二〇・一条から第二〇・七条まで)(略)

附属書一から附属書三まで(略)

